

# 令和5年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第1号）

令和5年12月1日（金）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
・町民憲章朗唱	
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査の報告書の配布	
・要望書の配布	
(1) 要望第12号 森林・林業の活性化を図るための要望書	
・出張報告	
【 議案第31号～第41号・同意第4号～第5号上程、説明、委員会付託 】	2
日程第3 議案第31号 令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）	
日程第4 議案第32号 令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）	
日程第5 議案第33号 令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第6 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
日程第7 議案第35号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例	
日程第8 議案第36号 町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例	
日程第9 議案第37号 葛巻町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例	
日程第10 議案第38号 農業集落排水施設条例の全部を改正する条例	

- 日程第11 議案第39号 町整備型浄化槽設置条例の全部を改正する条例
- 日程第12 議案第40号 五日市保育園整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求める  
ことについて
- 日程第13 議案第41号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第14 同意第4号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第15 同意第5号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

令和5年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和5年11月23日（木）					
再開年月日	令和5年12月1日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和5年12月1日（金） 開議10時00分 散会10時33分					
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	1 番	下屋敷 幸男		9 番	姉帯 春治	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり		議会事務局長補佐	金子 桂子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	建設水道課長	和野 康弘
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	石角 則行
	教育長	鹿崎 良宏	まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
健康福祉課長	触沢 誉			
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

( 開議時刻 10時00分 )

### 議長 ( 高宮一明君 )

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから令和5年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

### 議会事務局長 ( 松尾さゆり君 )

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

### 議長 ( 高宮一明君 )

ご着席ください。以上で町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和5年葛巻町議会12月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達し

ていますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から12月8日までの8日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、下屋敷幸男君及び9番、姉帯春治君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。初めに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、要望第12号、森林・林業の活性化を図るための要望書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。9月14日、第61回知事を囲む懇談会出席のため、盛岡市に出張しました。10月5日、岩手地区議会議長会県内実行運動出席のため、盛岡市に出張しました。10月6日、平庭地域市町村議会議員連絡協議会総会出席のため、九戸村に出張しました。10月10日、岩手地区議会議長会中央実行運動のため、東京都に出張しました。10月11日から10月13日まで、岩手地区議会議長会県外行政視察のため、大分県日出町と福岡県うきは市に出張しました。10月16日から10月18日まで、輝くふるさと常任委員会行政視察研修のため、山梨県小菅村と東京都台東

区に出張しました。10月23日、岩手町・葛巻町・一戸町議会議員協議会研修会のため、一戸町に出張しました。11月22日、盛岡広域8市町議会議長会研修会のため、紫波町に出張しました。

これで出張報告を終わります。

なお、令和5年葛巻町議会9月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書により、議長において議員を派遣したのはお手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、議案第31号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）から日程第15、同意第5号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてまでの13議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。町長。

#### **町長（鈴木重男君）**

初めに、人事案件でございます。同意第4号、監査委員の選任に関し同意を求めることについて。次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、馬淵文雄。

なお、任期につきましては、令和6年1月23日から令和10年1月22日までの4年間とするものであります。

続きまして、同意第5号、監査委員の選任に関し同意を求めることについて。次の者を監査委員

に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、樋口一男。

任期につきましては、令和6年1月23日から令和10年1月22日までの4年間とするものであります。

なお、それぞれの経歴書につきましては、添付しておりますので、お目通しをいただきたくお願いを申し上げます。

#### **議長（高宮一明君）**

政策秘書課長。

#### **政策秘書課長（波紫徳彰君）**

お疲れさまでございます。それでは、順次提案理由の説明をさせていただきます。それでは、議案集及び議案資料をご準備願います。

議案集1ページをお開き願います。議案第34号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

改正の要旨につきまして、議案資料に整理しておりますので、議案資料により説明させていただきます。議案資料2ページをお開き願います。改正の趣旨でございますが、人事院の勧告を受け、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことから、当町においても国に準拠して所要の整備をしようとするものであります。

被改正条例でございますが、3つの条例を改正

するもので、第1条及び第2条で一般職の職員の給与に関する条例を、第3条及び第4条で議会の議員報酬等に関する条例、第5条及び第6条で常勤特別職の職員の給与に関する条例をそれぞれ改正するものであります。

改正の概要でございますが、第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、医師に係る初任給調整手当を800円引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の12月期の期末勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分、定年前再任用短時間勤務職員の12月期の期末勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるほか、民間給与との格差解消を図るため、初任給を1万2,000円引き上げるとともに、若年層に重点を置いて、給料月額を平均で1.1%引き上げるものであります。

第3条、議会の議員の議員報酬等に関する条例及び第5条、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正では、12月期の期末手当の支給月数を0.10月分引き上げるものであります。

第2条、第4条、第6条での改正は、第1条、第3条、第5条で引き上げた12月期の手当を6月期と12月期に均等に配分し直すための改正となるものであります。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものであります。第1条による改正規定中、第10条の7及び別表1、別表2の改正につきましては令和5年4月1日から、第1条による改正規定中、第18条、第19条の改正につきま

して令和5年12月1日からそれぞれ適用するほか、第2条、第4条、第6条の改正につきましては令和6年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案集22ページをお開き願います。議案第35号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の要旨につきまして議案資料に整理しておりますので、議案資料により説明させていただきます。議案資料4ページをお開き願います。改正の趣旨でございますが、全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政令の整備に関する政令が公布されたことを受けまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、子育て世帯への支援を強化するため、出産する被保険者の産前産後期間相当の保険税を令和6年1月から免除するための規定を追加するものであります。

なお、免除される国保税は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1負担することとなるものであります。

附則でございますが、この条例は令和6年1月1日から施行し、令和6年1月以後の期間に係る国民健康保険税について適用するものであります。

なお、条例文の新旧対照表を議案資料(その2)としてお配りしておりますので、お目通しいたきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案集 25 ページをお開き願います。議案第 36 号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、令和 4 年 3 月に冬部地域の冬部自治会、市部内自治会、名前端自治会の 3 つの自治会が統合し、新たに冬部自治会が設立されたことに伴い、新たに地域コミュニティの活動拠点となる施設を現在整備しておりますことから、この施設を新たに加えようとするものであります。

附則でございますが、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。経過措置としまして、指定管理者の指定に関し必要な行為につきましても、この条例の施行前においても行うことができるものとするものであります。

続きまして、議案集 27 ページをお開き願います。議案第 37 号、葛巻町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

改正の要旨につきまして、議案資料に整理しておりますので、議案資料により説明させていただきます。議案資料 5 ページをお開き願います。改正の趣旨でございますが、平成 31 年の総務大臣通知により、人口 3 万人未満の地方公共団体においても農業集落排水事業及び町整備型浄化槽事業などの下水道事業の公営企業会計への移行が求められてきたことから、当町においても令和 6 年 4 月 1 日から移行すべく、所要の整備をしようとするものであります。

被改正条例でございますが、下水道事業の地方公営企業法の全部を適用することに伴い、葛巻町課設置条例をはじめ 12 の条例の一部改正し、2 つの条例を廃止しようとするものであります。

改正の概要でございますが、地方公営企業法の適用に伴いまして、規定中、「町長」とある表記の次に「公営企業の管理者の権限を行う町長」を追記し、略称を「事業管理者」とするほか、組織体制につきましては、町長部局から上下水道部門を切り離し、公営企業としての水道事業所を設置するとともに、町長部局の「建設水道課」を「地域整備課」に改称するなどの改正が主な内容であります。

附則でございますが、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するとともに、不要となる 2 つの条例の廃止について規定しております。

続きまして、議案集 51 ページをお開き願います。議案第 38 号、農業集落排水施設条例の全部を改正する条例でございます。あわせまして、次の議案第 39 号、町整備型浄化槽設置条例の全部を改正する条例と改正内容が類似しておりますので、一体的にご説明させていただきます。

改正の趣旨につきましては、先ほど議案第 37 号でご説明させていただきましたとおり、下水道事業において地方公営企業法の全部を適用することに伴うものであります。

改正の概要でございますが、議案第 37 号の改正と同様に、公営企業法の全部適用に伴い用語の整理などを行ったほか、施設の設置を規定した条

例と施設利用に係る分担金を規定した条例を一本化することにより、事務処理上の効率化を図るための改正であります。

附則でございますが、議案第 38 号、議案第 39 号ともに令和 6 年 4 月 1 日から施行するとともに、不要となる条例の廃止及び経過措置について規定しております。

続きまして、議案集 64 ページをお開き願います。議案第 40 号、五日市保育園整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、契約金額を 628 万円増額し、9,208 万円とするもので、主な理由としましては、外構工事として敷地内のアスファルト舗装及びネットフェンスの設置、幼児用ブランコ、砂場の設置などによるものでございます。

続きまして、議案集 64 ページをお開き願います。議案第 41 号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、移動図書館車 1 台。取得の方法、随意契約。契約金額、1,577 万円。契約の相手方は、宮城県の株式会社ヴィ・クルーでございます。

議案資料 7 ページをお開き願います。車両の様でございますが、1,800 冊程度の書籍を収納できる書架を有したマイクロバスで、ディーゼルエンジン、総排気量 2.998 リットル、全長約 6.2 メートル、乗車定員は 2 名であります。

納入の期限でございますが、令和 6 年 3 月 28 日とするものでございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 議長（高宮一明君）

総務課長。

#### 総務課長（松浦利明君）

お疲れさまでございます。それでは、一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第 31 号、令和 5 年度葛巻町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,826 万 6,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 81 億 5,229 万 5,000 円とするものでございます。第 2 条は、地方債の補正でございます。

5 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債補正につきましては、新エネルギー等推進事業が 30 万円増額いたしまして 130 万円に、児童福祉事業が 210 万円増額いたしまして 1 億 1,580 万円に、労働事業が 200 万円増額いたしまして 2,670

万円にそれぞれ限度額を変更するものでございます。

10 ページをお願いいたします。事項別明細書、歳出の主な内容をご説明申し上げます。

12 ページから 13 ページをお願いいたします。2 款 1 項 6 目、企画管理経費でございますが、広域生活路線維持事業費 218 万 8,000 円の増額は、県単独事業である地域バス交通等支援事業の補助対象路線に、今般 J R バス小鳥谷線が位置づけられたことによるもので、その 2 分の 1 が歳入で見込まれるものでございます。

その下、地域情報化推進事業 7,077 万円の増額は、光ファイバーの移転及び修理等に係る委託料でございます。電柱等支障移転業務 625 万円、地域情報通信基盤施設修繕業務 100 万円が主なものでございます。なお、当該業務は、林道安孫・平糠線及び東北電力加害に係る分が含まれておりまして、これらについては全額歳入で見込むものでございます。

17 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目、価格高騰重点支援給付金給付事業、7,790 万 4,000 円の増額は、令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済政策において、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担が大きい住民税非課税世帯に対し、国が 1 世帯当たり 7 万円を給付することに対応するもので、歳入も同額計上するものでございます。

その下、3 款 1 項 2 目、障害者自立支援給付事業費でございますが、18 ページをお願いいたしま

す。償還金利子及び割引料 1,660 万 4,000 円は、令和 4 年度分の国及び県の負担金について返還が生じたものでございます。

次に、21 ページから 22 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目、雇用促進事業費でございますが、若年層及び高年層を新たに雇用した企業を支援する雇用促進事業の申請件数が見込みより増加したことから、補助金 200 万円を増額するものでございます。

次に、給与費についてご説明申し上げます。31 ページをお願いいたします。特別職でございますが、全体で 41 万 5,000 円増額となるものでございます。

32 ページをお願いいたします。一般職でございますが、一番上の総括表が会計年度任用職員を含めた全職員の補正額を表しておりまして、合計で 716 万 7,000 円の減額となるものでございます。その 2 つ下の表が会計年度任用職員以外の職員で、この表の給与費の内訳でございますけれども、34 ページをお願いいたします。上の表を御覧いただきたいと思いますが、給与改定分が増額となっておりますが、職員の人事異動等による減がそれを上回る形となっており、トータルでは減額の補正となっているものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、戻りまして 8 ページをお願いいたします。14 款 2 項 1 目、地方創生臨時交付金 7,790 万 4,000 円は、歳出でもご説明申し上げましたが、価格高騰重点支援給付金給付

事業について国から10分の10で交付されるものでございます。

9ページになりますけども、20款4項5目、盛岡北部行政事務組合負担金過年度精算金670万9,000円は、同組合の令和4年度決算が確定したことに伴いまして、介護保険事業会計分の返還金が生じたものでございます。

その下、地域情報通信基盤施設移設等工事負担金362万3,000円の増でございますが、歳出で説明申し上げました光ファイバーの移転及び修理等に係る林道安孫・平糠線及び東北電力加害の分でございます。

歳入は以上でございます。

なお、今回の補正予算におきましては、歳出に対しまして歳入が不足いたしましたので、歳出の予備費を1,395万円減額いたしまして調整したところでございます。

議案31号は以上でございます。

次に、議案第32号をご説明申し上げます。国保会計補正予算書をお願いいたします。議案第32号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ797万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ8億5,633万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、1款1項1目、国民健康保険税は1,800万円減額するものでございます。これは、

主に国保税の算定基礎となる所得額が当初の見込みより大きく落ち込んだことが影響しているものでございます。

7ページをお願いいたします。6款2項1目財政調整基金繰入金は1,000万円増額するものでございます。

7款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金1,097万円を計上するものでございます。

8款2項4目、保険給付費返還金は、令和4年度分の返還金を515万3,000円計上するものでございます。

続いて、歳出、9ページをお願いいたします。歳出の主なものでございますが、9款1項3目保険給付費等交付金償還金につきましては、令和4年度分の普通交付金について593万9,000円の償還が生じたものでございます。

なお、歳出に対して歳入が超過いたしましたので、歳出の予備費を187万9,000円増額いたしまして調整したものでございます。

議案第32号は以上でございます。

次に、議案第33号をご説明申し上げます。農集排会計補正予算書をお願いいたします。議案第33号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ439万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億4,575万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございま

すが、前年度からの繰越金 439 万 2,000 円を計上するものでございます。

7 ページ、歳出の主なものでございますが、2 款 1 項 2 目町整備型浄化槽管理費につきましては、施設等修繕料を 131 万円、合併処理浄化槽清掃業務を 170 万円増額するものでございます。

なお、歳出に対しまして歳入が超過いたしましたので、歳出の予備費を 137 万 2,000 円増額いたしまして調整したものでございます。

議案第 33 号は以上でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

#### 議長（高宮一明君）

これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 31 号から同意第 5 号までの 13 議案については、葛巻町議会総合条例第 46 条第 1 項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました 13 議案について、今会議中に審査を終え、12 月 8 日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号から同意第 5 号までの 13 議案については、12 月 8 日の最終本会議で

委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に付託しました議案の審査については 12 月 4 日に行いますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（散会時刻 10 時 33 分）